

3

みだりな殺傷、 虐待や遺棄の禁止

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにしなくてはなりません。さらに、愛護動物*をみだりに虐待したり遺棄する(捨てる)と、犯罪行為として、懲役や罰金に処せられます。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

* 愛護動物
とは…

次の①又は②の動物であり、実験動物や産業動物を含みます。

① 「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」

② ①以外で人に飼われている「哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物」



1 虐待の禁止

動物虐待＝動物を不必要に苦しめる行為

積極的(意図的)虐待＝やってはいけない行為を行う、行わせる
ネグレクト＝やらなければならない行為をやらない

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。また、獣医師は、診療の際に、みだりに殺されたり傷つけられた動物や、虐待を受けたと思われる動物を見つかったときは、都道府県等や警察に通報しなければなりません。



積極的(意図的)虐待の例

- ・殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を悶わせるなど、動物がけがを負う又はけがを負うおそれのある行為や暴力を加える
- ・心理的抑圧、恐怖を与える
- ・酷使する

など

ネグレクトの例

- ・世話をしないで放置する
- ・健康管理をしないで放置する
- ・病気を放置する
- ・健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる
- ・狭い場所で多数の動物を飼養して衰弱させる
- ・排せつ物の堆積した場所や、他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する

など

※個々の案件に係る判断は動物及び動物の所有者等の置かれている状況等を考慮して個別に行われます。

人間以外の動物の生活の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共に通していますが、飼われている動物や人間によって制限された環境にいる動物は、これらのニーズを自身で満たすことができません。このような状況において、人間はできる限りその動物が苦痛を受けずに生活ができるようとする責任があります。また動物への虐待は、人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも指摘されています。

なお、食用にする場合、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいる場合など、正当な理由で動物を死に至らせる行為は、みだりな殺傷や虐待ではありませんが、その場合でも、できる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

2 遺棄の禁止

命あるものである動物の飼い主の責任には、動物を愛情をもって正しく飼うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼っている動物を遺棄することは、動物を事故などの危険にさらし、飢えや渴きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑を及ぼします。

また、日本の自然界に生息していないかった外来生物や飼い猫が野外に放たれるなどして野生化し、それによる農林水産業の被害や生態系への悪影響も大きな社会問題になっています。

